

議案第 1 1 9 号

川崎市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

川崎市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和 6 年 9 月 2 日提出

川崎市長 福田 紀彦

川崎市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例の一部を改正する条例

川崎市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例（平成 2 7 年川崎市条例第 6 7 号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 の 5 の項中「進学準備給付金」を「進学・就職準備給付金」に改める。

別表第 2 の 1 の項及び 3 の項中「進学準備給付金」を「進学・就職準備給付金」に改め、同表の 9 の項中「若しくは特例給付（同法附則第 2 条第 1 項に規定する給付をいう。以下同じ。）」を削り、同表の 2 2 の項中「又は特例給付」を削る。

別表第 3 の 5 の項中「又は特例給付」を削る。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律（令和6年法律第47号）  
附則第13条第1項の規定によりなお従前の例によることとされる令和6年  
9月以前の月分の同法第12条の規定による改正前の児童手当法（昭和46  
年法律第73号）附則第2条第1項の給付の支給に関する特定個人情報の利  
用又は提供については、なお従前の例による。

参考資料

## 制 定 要 旨

生活保護法及び児童手当法の一部改正に伴い、所要の整備を行うため、この  
条例を制定するものである。